

2019年度 一般計量特定教習（案）

1. 教習の概要

平成29年9月22日付の計量法施行規則の一部を改正する省令により、一般計量士の登録に必要な条件のうち計量に関する実務の内容が改正された。

本教習は、平成29年度以前に当計量研修センターが実施した「一般計量特別教習」修了者が、一般計量士の資格認定に必要な実務の経験年数を現行の5年から、最短2年（質量に係る計量）とするための教習である。なお、本教習は、年1回、定期的に実施している一般計量特別教習に組み込んで実施する。

2. 日程及び会場

日程：2020年3月3日（火） 9時から

3月6日（金）12時まで

会場：産業技術総合研究所計量研修センター（つくば）

3. 参加資格

平成29年度以前に産業技術総合研究所計量研修センターが実施した一般計量特別教習を修了した者。

4. 参加定員

10名程度を予定。

5. 備考

修了証書を発行する。